

2009年5月21日

反貧困ネットワーク埼玉 事務局 御中

市長候補 松下ゆたか
(担当 斉藤功)

事務所 048-823-7666

お世話になります。
大変遅れましたが、回答を送ります。
よろしくお願いいたします。

1.

「年越し派遣村」「反貧困駆け込み大相談会」などの生活支援活動は、貧困問題を国民的な社会問題として大きく押し上げるとともに、3月18日付で厚生労働省が「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」と題する通知をだすなど、重要な成果を獲得しました。私も、大宮区の鐘塚公園の大相談会に参加させていただきましたが、事態の深刻さを目の当たりにするとともに、ボランティアのみなさんの熱い思いに触れ、「世の中捨てたもんじゃない。この人たちの思いにこたえるのが政治の責任だ」と決意をあらたにしました。

2.

小泉構造改革以来の急速に広がった経済格差問題の本質は、貧困問題にあります。大企業から「雇用止め」「派遣切り」にあった若者が、今日、明日、住む場所がなく、露宿の下に放り出されるようなことが、まっとうな人間の社会なのか。憲法25条の精神を少しでも理解すれば、絶対にあってはならないことではないでしょうか。

3.

貧困問題は、若者たち、子育て世代、高齢者など、全ての世代の問題です。小泉構造改革以来の政治や、財界の動きを見れば、国民にまったく責任はなく、政治の責任だということはハッキリしています。「派遣切り」などの大企業の横暴を政治の責任でやめさせること、国民を路頭に迷わすようなことは絶対にさせないと言う立場で、憲法25条の精神に立って、生活保護行政の充実、セーフティネットの整備をすすめることです。

4.

憲法25条は、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。市庁舎と10の区役所すべてに、「憲法を暮らしに生かし、いのちとくらしをまもります」の垂れ幕をかがけ、私自身の政治姿勢を市民にアピールします。国や県、NPO法人のみなさんの協力をお願いして、さいたま市がよびかけて、「暮らしと雇用をまもるネットワーク」と整備します。

5.

私は、この間、派遣切りにあった若者の相談にのってきましたが、様々な理由から生活困難に陥った場合、真っ先に解決が求められるのが、住居の確保だと感じています。一時避難所やシェルターの設置は不可欠です。ヨーロッパでは「住居は権利」という立場から公営住宅を整備しています。さいたま市は、低所得の方々が住める市営住宅が、政令市で一番少なくなっており、市営住宅の建設も大切です。

6.

生活保護法で「急迫保護」の規定があるにもかかわらず、実際は、住居を受給の不可欠の条件にしたり、所持金が数百円という方に「病院にいきなさい」と申請を受け付けないと言う事態が全国にはあります。こうした状況を打ちやぶったのが、「年越し派遣村」でした。生活保護受給決定を即日もしくは、数日で実現したことは画期的なことでした。法にもとづき、すみやかに生活保護行政をすすめるべきです。

以上